

## 様式例 13

### 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成30年8月1日

評価者：経済労働局指定管理者選定評価委員会

#### 1. 業務概要

施設名	川崎市地方卸売市場南部市場
指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の利用許可、施設の維持管理、車両及び駐車場の利用等に関する業務</li> <li>利用料金の収受、減免等に関する業務</li> <li>卸売予定数量等の公表やせりの監視、届出書等の受理及び保管に関する業務</li> <li>市場内事業者との意見交換の場の設置や市場のPR策、自主事業等の市場活性化策に関する業務</li> </ul>
指定管理者	名称：川崎市場管理株式会社 住所：川崎市幸区南幸町3-126-1 電話：044-548-4111
所管課	経済労働局中央卸売市場北部市場管理課（電話：044-975-2211）

#### 2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>日々の巡回を通じ場内事業者から出た施設に関する要望・苦情等について適切な対応、調整等を行った。特に施設の利用にあたっては、平成27年2月の青果部卸売業者の撤退に際し空き施設となった卸売場について、仲卸事業者が使用できるよう暫定利用措置を行ったほか、平成28年3月の新青果部卸売業者の入場にあわせた施設利用の調整等、利用者の要望にあわせた措置を行ってきた。</p> <p>また、場内事業者が独自で実施していた「いちばいち」の広報代行業務や、地域と連携した「食鮮まつり」の開催など、指定管理者制度導入以前から行ってきた活性化事業については、場内事業者等と調整を行いながら、サービスの質・量を向上させた。</p> <p>さらに、買出人や一般利用者向けにTwitterやFacebook等のSNSを新規に開設し、旬の食材の情報やイベント告知を行うなど、市民や買出人等に向けたサービスについても積極的に提供を行った。</p>
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>上記記載の施設利用の利便性の向上や、制度導入以前から行ってきた活性化イベントの継続開催、SNSの新規開設等による利用者向けサービスの提供のほか、キッチン設備の新規設置や旬の食材を使用した料理教室の開催、地域商店街と連携したイベント「食彩まつり」、買出人店舗への卓上のぼりの配布など、市場の活性化に向けた取り組みを行った。</p> <p>一方、指定管理者が当初計画していた「NB倶楽部」や「NBサロン」については、事業者からの要望が少なかったことや、施設の構造上の都合により実施することができなかった。</p> <p>なお、市場施設は一般の市民向けの施設と異なり、市場において業を営む事業者を対象としていることから、施設利用率等の定量的な評価は行っていない。</p>
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>警備や清掃等の施設・設備の維持・管理においては、業務仕様書のとおり適切に実施した。通常時の対応だけでなく、イベント等の開催時には警察や消防等とも事前協議を入念に実施し、事故等の防止に確実に取り組んだ。また、防犯カメラの追加設置等、不法投棄や犯罪、事故の未然防止に向けた取組の強化や、衛生管理が不十分な場内事業者に対する改善指導・店舗内の清掃代行、降雪時における施業手順等を明らかにしたマニュアルの作成など、安定的な管理運営に向けて積極的に取組を行ったことは評価できる。</p>
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	<p>事業者からの意見聴取として、日々の巡回時でのヒアリングの実施や、「賀詞交換会」や「収穫祭」等、事業者が一同に介する懇親会の開催など通じて行ってきたが、場内事業者は部門や事業者ごとに営業形態が異なることから、場内事業者が一同に介す会議形式の開催が難しく、市場全体での意見統一を行うことが非常に困難であった。今後は、各卸売業者の代表や各組合・部門ごとの代表者による会議を開催するなど、意見聴取の方法に工夫をしながら、更なるサービス向上につなげていく必要がある。</p> <p>また、少子高齢化や市場経由率の低下等により全国的に市場の取扱量が減少する中、南部市場も例外ではなく、少しでも取扱量が維持・増加するよう、効果的な活性化施策を検討し、継続的に展開していく必要がある。</p>
5	非公募更新のための条件を満たしているか（該当施設のみ）	—

### 3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果																																																																		
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	毎月のモニタリングを実施し情報共有を行った。平成 29 年度からは北部市場業務課の職員も交え、南部市場の業務面の状況についても情報共有を行った。また、指定管理者及び市の担当者間での随時の情報共有により管理運営状況の把握に努め、突発的な問題や事業実施に対する助言、庁内関係部署の紹介など、適切にマネジメントを実施した。																																																																		
2	制度活用による効果はあったか。	<p>市場施設は一般の市民向けの施設と異なり、市場において業務を行う事業者を対象としていることから、施設利用率等による効果検証は行わず、次の 3 点で効果検証を行う。</p> <p><b>【卸売市場事業特別会計の推移】</b> (千円)</p> <table border="1" data-bbox="502 492 1420 622"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳出</td> <td>187,192</td> <td>19,240</td> <td>19,212</td> <td>4,125</td> <td>4,222</td> </tr> <tr> <td>歳入</td> <td>147,628</td> <td>61</td> <td>73</td> <td>383</td> <td>359</td> </tr> <tr> <td>(歳出-歳入)</td> <td>▲39,564</td> <td>▲19,179</td> <td>▲19,139</td> <td>▲3,742</td> <td>▲3,863</td> </tr> </tbody> </table> <p>※歳出は南部市場にかかる運営費、歳入は南部市場にかかる収入を計上 ※歳出は施設整備費を除く、歳入は市債を除く</p> <p>各年度の赤字額(歳出-歳入)は、直営時の平成 25 年度で 39,564 千円であったが、平成 29 年度(見込)では 3,863 千円となり、35,701 千円減少した。</p> <p><b>【南部市場従事職員数の推移】</b> (人)</p> <table border="1" data-bbox="502 795 1420 891"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>非常勤数</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数については、平成 25 年度の計 13 名に対し、平成 29 年度は非常勤職員 1 名と、大幅な減少が図られた。</p> <p><b>【南部市場取扱量の推移】</b> (青果部、水産物部・t、花き部・万本束個)</p> <table border="1" data-bbox="502 1003 1420 1131"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青果部</td> <td>6,886</td> <td>5,956</td> <td>14</td> <td>5,492</td> <td>8,560</td> </tr> <tr> <td>水産物部</td> <td>3,915</td> <td>3,793</td> <td>3,732</td> <td>3,587</td> <td>2,730</td> </tr> <tr> <td>花き部</td> <td>2,170</td> <td>2,212</td> <td>2,316</td> <td>2,253</td> <td>2,325</td> </tr> </tbody> </table> <p>取扱高について、水産物部は漁獲量の減少や食生活の変化等により減少が続いており、制度導入前の平成 25 年度と平成 29 年度との比較で約 70%となっているが、青果部では一時、卸売業者が撤退した影響で取扱量を大幅に減少したものの、平成 28 年に新たに卸売業者が入場し、その後は取扱量が順調に伸びており、同比較で 124%の伸びとなっている。また花き部も取扱量を伸ばし、同比較で 107%となっている。全国的に市場の取扱量が減少する中、健闘した結果となっている。</p>		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	歳出	187,192	19,240	19,212	4,125	4,222	歳入	147,628	61	73	383	359	(歳出-歳入)	▲39,564	▲19,179	▲19,139	▲3,742	▲3,863		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	職員数	10	2	2	0	0	非常勤数	3	1	1	1	1		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	青果部	6,886	5,956	14	5,492	8,560	水産物部	3,915	3,793	3,732	3,587	2,730	花き部	2,170	2,212	2,316	2,253	2,325
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度																																																															
歳出	187,192	19,240	19,212	4,125	4,222																																																															
歳入	147,628	61	73	383	359																																																															
(歳出-歳入)	▲39,564	▲19,179	▲19,139	▲3,742	▲3,863																																																															
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度																																																															
職員数	10	2	2	0	0																																																															
非常勤数	3	1	1	1	1																																																															
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度																																																															
青果部	6,886	5,956	14	5,492	8,560																																																															
水産物部	3,915	3,793	3,732	3,587	2,730																																																															
花き部	2,170	2,212	2,316	2,253	2,325																																																															
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	本施設は利用料金収入のみで運営をしており、市の財政的負担は大規模修繕を除いて発生していない。指定管理 1 期目であるが、上記のとおり成果も上がっており順調に管理運営が行われている。これまでの状況を踏まえ、細微な部分では一部業務範囲や実施方法、経費等で見直す点は想定されるが、現時点では概ね現状のまま継続する予定である。しかし今般、国において大幅な規制緩和を伴う改正卸売市場法が成立したことから、平成 32 年度の施行までに改正法の趣旨を踏まえた市場運営を実現するため、『川崎市卸売市場経営プラン』の改訂作業が必要であり、南部市場の指定管理業務も、改正法や改訂経営プランにあわせた対応が必要になると考えられる。																																																																		
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	上記効果等を検証した結果、現時点では概ね現状のまま指定管理者制度を継続していくことが最適であると考えているが、今後検討を行う改正卸売市場法の趣旨を踏まえた本市卸売市場の運営方針によっては、さらなる民間活力の活用を図る等、別の手法も検討していく必要がある。																																																																		

### 4. 今後の事業運営方針について

指定管理者制度の導入により、柔軟で安定的な施設の管理運営が行われるとともに、新たな市場活性化事業も多数実施され、運営経費の削減や一部市場取扱量の増加などが達成された。今後、場内事業者の意見を一層取り入れるとともに、新たな活性化事業を通じて取扱量を増加させるなど、さらなる市場活性化に向けた課題もあるが、現在の指定管理者制度を継続していくことが最適であると考えられる。

しかしながら、上記記載のとおり、今般、国において大幅な規制緩和を伴う改正卸売市場法が成立したことから、平成 32 年度の施行までに改正法の趣旨を踏まえた市場運営を実現するため、『川崎市卸売市場経営プラン』の改訂作業が必要であり、南部市場指定管理の業務仕様も見直す必要があると考えられる。具体的には、卸売市場の運営形態や各種取引規制、利用料金体系などについて今後検討が必要であり、現時点では新制度下での業務仕様が確定できない状況である。

このことから、現指定管理の指定期間を平成 31 年度まで 1 年間延長し、新しい制度の下で運用できるよう適切に対応してまいりたい。